

# 不動産キャリアサポート研修制度義務履修に関する要綱

## (目的)

第1条 本会は、福岡県内の不動産業に従事する者の資質の向上による消費者保護及び、消費者を含めた不動産取引に関わる者全般に対する適正な取引実務知識の普及による安心安全な不動産取引の推進に務めるが、とくに新規会員において積極的に体質強化と資質向上をめざしていくため、この要綱を定めるものとする。

## (受講・修了義務)

第2条 新規会員は、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会が実施する不動産キャリアパーソン講座（以下「通信講座」という。）を受講しなければならない。また、通信講座を修了するよう努めなければならない。

## (受講申込み)

第3条 新規入会者は、入会と同時に、通信講座の受講申込書及び受講料を所属支部に提出しなければならない。

## (受講対象者)

第4条 新規入会者の代表者、支店長（政令で定める使用人含む）又は専任取引主任者のいずれかが受講しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、所属支部長が相当と認めた者が受講することができる。

## (要綱の改廃)

第5条 この要綱の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この要綱は、昭和61年12月13日に制定し、昭和62年1月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成8年7月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。